

主税局都民の声窓口寄せられた都民の声(令和3年8月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	6	9	13	2	2,082	7	2,119

※上記区分の定義

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和3年8月分)

▶(都民の声)固定資産税・都市計画税の災害減免について知りたい。

(回答)風水害・地震・火災などの災害で被害を受けた土地、家屋、償却資産について、被災の程度等により、課税された都税を軽減又は免除できる制度があります。

なお、減免を受けるためには、納期限までに納税者ご本人からの申請が必要です。被災された方は、各区役所や消防署等が発行する「罹災証明書」など、被害の事実を証明する書類を添えて、管轄の都税事務所に申請書を提出してください。

詳しくは以下のURLをご覧ください。

トップページ <軽減制度> <都税Q&A> <都税:減免・猶予等>

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shitsumon/tozei/index_s.html#s2

▶ **（都民の声）事業所税の課税について教えてください。**

（回答）都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税で、地方税法で定められた都市においてのみ課税される市町村税です。東京都では、23区内において特例で都税として課税されるほか、武蔵野市、三鷹市、八王子市、町田市の4市で課税されます。

【納める方】

(1) 資産割

23区内全域の事業所等の床面積の合計が1,000平方メートル(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人

(2) 従業者割

23区内全域の事業所等の従業者数の合計が100人(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人

【納める額】

(1) 資産割

事業所床面積(平方メートル) × 税率600円

(2) 従業者割

従業者給与総額 × 税率0.25%

【納める時期と方法】

法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内に、個人の場合は事業を行った年の翌年3月15日までに、23区内における主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所に申告して納めます。なお、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税、法人住民税とは異なり、申告期限の延長制度はありません。

詳しくは以下のURLをご覧ください。

トップページ <税金の種類> <事業所税>

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/jigyo.html#gaiyo_01